

重要事項について

○共済金のお支払いについて

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど共済金の確実な支払いが出来る仕組みを採っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部をお支払い出来ないことがあります。

1. 加入者が通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき及び損害防止の指示に従わなかったとき
2. 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
3. 被害発生時に組合への通知を怠り、または、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
4. 組合の財政状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

○個人情報取扱について

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、島根県農業共済組合（以下、「組合」と言います。）が引受の判断、損害防止、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、農地情報整備事業、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、組合が実施する他の共済の案内等のために、業務に必要な範囲で利用することがあります。なお、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

園芸施設の設置に係る全ての補助事業で 農業保険等（※）への加入が要件化されました

国や県の補助事業（経営体育成支援事業、産地パワーアップ事業、次世代施設園芸拡大支援事業、強い農業づくり交付金等）は、園芸施設共済等に加入しなければ、受けられなくなりました。 ※農業保険等とは、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証のこと

園芸施設共済が変わります

（平成31年1月から）

○被覆期間に関わらず通年引受となります

これまでは被覆している期間を補償の対象としていましたが、近年は過去に例のない大災害により、未被覆期間の被害も発生しています。皆さまの大切な資産を守るためにも、全ての園芸施設において、未被覆期間も含めた1年間の補償に変わりました。

○共済掛金の国庫負担限度額が引き上げられます

共済掛金は、共済金額8万円までを限度に、国が50%を負担しています。この限度額が1億6千万円まで引き上げられます。これにより、大規模経営の方でも、より少ない掛金負担で加入できるようになりました。

○自動継続特約を導入します

新たに導入される「自動継続特約」を申し出た方は、翌年度以降は加入するか否かの意思確認が省略されます。ただし、加入内容の変更などについてご確認いただき、必要書類への押印は引き続き必要となりますのでご了承ください。

○小損害不てん補の金額が選択制になります

現在、1棟ごとの損害額が3万円（または共済価額の10%）を超える場合に、共済金をお支払いしています。変更後は、農家ごとに①3万円（または共済価額の5%）、②10万円、③20万円のいずれかを加入時に選択できるようになります。選択する金額によって、掛金が異なります。

○被害が小さければ翌年以降の掛金率が下がります

危険段階別共済掛金率の本格導入により、過去の共済金の受取実績に応じて掛金率が設定されます。共済金の受取が少ない場合、翌年以降の掛金率が引下げとなります。

（令和元年6月から）

○集団加入による共済掛金の割引を実施します。

※生産出荷団体等が組合と協定を締結し、加入割合が一定数を超えた場合に限り。

○補強した特定園芸施設の共済掛金の割引を実施します。

※プラスチックハウスⅡ類のうち、40-2型に限る（施設内農作物を除く）

○古い園芸施設を加入から外すことが出来るようになります。

※耐用年数を2.5倍以上経過した施設に限る。（パイプハウスで25年超）

（令和元年9月から）

○小損害不てん補の基準金額が追加されます。

新たに④50万円、⑤100万円を加入時に選択できるようになります。農家ごとの加入選択から、棟ごとの加入選択へ変更されます。

